

役員及び評議員の報酬等並びに費用規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本モンキーセンター（以下「当財団」という）の定款第13条及び第29条に基づき役員等の報酬等並びに費用に支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 所長、博物館長、動物園長とは、理事の中で、所長、博物館長、動物園長職を兼務するものをいう。
- (3) 報酬等とは、給与、謝金等の公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。
- (5) 委員会とは、定款第48条に基づく委員会をいう。

(支給および支給額)

第3条 当財団は、使用人を兼務する役員等に対して次の各号に掲げる報酬等及び費用を支給することができる。

- (1) 役員等には、理事会、評議員会及び委員会への出席にかかる費用を支給することができる。
 - (2) 役員等が職務遂行にあたって発生する費用については、遅滞なく支給し、前払いを要するものは前もって支払うことができる。
 - (3) 支給額については、別表1及び別表2に掲げるものとする。
- 2 前項のほか所長、博物館長、動物園長には、職務遂行の対価として月額の給与を支給することができる。
- (1) 給与は、別表3により掲げる範囲内で、理事会において決定する。
 - (2) 給与は、年俸制とし、支給額については、月単位等に分割し銀行振込みにより支給する。
 - (3) 給与の分割方法については、理事長が決定する。
 - (4) 退職慰労金は、別表4のとおり算定し、理事長は退職する所長、博物館長、動物園長の在任期間中の、功績を勘案し、その支給額の30パーセントを限度として支給額を増減することができる。
 - (5) 退職慰労金について、理事長が所長、博物館長、動物園長を兼務する場合は、前項の理事長が支給額を決定する部分に関しては、常務理事が適正な支給額を算定し決定する。

(公表)

第4条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表1 理事会、評議員会

費用	支給額
(1) 車代	実費
(2) 旅費等	実費

別表2 委員会

費用	支給額
(1) 車代	実費
(2) 旅費等	実費

別表3 所長、博物館長、動物園長の給与

役付	支給額
所長、博物館長、動物園長	年額 8,000,000円を上限とする

別表4 所長、博物館長、動物園長の退職慰労金

役付	支給額
所長、博物館長、動物園長	退任時報酬月額×0.72×支給率 (別表：支給率)
(備考)	
退任時報酬月額について・・・給与×1/12	
在任期間について・・・6ヶ月以上1年切り上げ、6ヶ月未満切捨て	

(別表：支給率)

勤続年数	支給率
1	1.0
2	1.8
3	2.7
4	3.7
5	4.8
6	6.1
7	7.5
8	9.0
9	10.6
10	12.3
11	14.2
12	16.2
13	18.1
14	19.9
15	21.8
16	24.6
17	27.3
18	30.1
19	32.8
20	35.6
21	38.7
22	41.8
23	44.8
24	47.9
25	51.0
26	53.4
27	55.8
28	58.2
29	60.6
30	63.0
31	65.0
32	67.0
33年以上	1.0加算